

見直し案

- (イ) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程の専任教員として、当該科目を3年以上担当した経験を有する者
- (ウ) 学校教育法に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者
- (エ) 精神保健福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者
- (オ) 社会福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者
- エ 精神保健福祉相談援助の基盤Ⅱ、精神保健福祉の理論と相談援助の展開
- (ア) 学校教育法に基づく大学院、大学、短期大学及びこれらに準ずる教育機関において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、准教授、助教又は講師(非常勤を含む。)として選考された者
- (イ) 学校教育法に基づく専修学校の専門課程の専任教員として、当該科目を3年以上担当した経験を有する者
- (ウ) 学校教育法に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者
- (エ) 精神保健福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者
- オ 精神保健福祉活動を支える制度・サービス、精神障害者の生活支援システム

現行

- 機関において、法令の規定に従い、精神保健福祉援助実習を担当する教授、准教授、助教又は講師(非常勤を含む。)として選考された者
- (イ) 専修学校の専門課程の専任教員として、精神保健福祉援助実習を3年以上担当した経験のある者
- (ウ) 精神保健福祉士の資格取得後、5年以上相談援助業務に従事した経験のある者
- (4) 指定規則第6条第2号に定める専任教員は、精神保健福祉論、精神保健福祉援助技術総論、精神保健福祉援助技術各論又は精神保健福祉援助実習を担当できる者であり、かつ、(3)に掲げる資格要件のいずれかに該当するものであること。
- (5) 指定規則第5条第1号に定める専任教員は、それぞれ(3)に掲げる資格要件に該当するものであること。
- (6) 指定規則第5条第2号に定める専任教員は、精神保健福祉論、精神保健福祉援助技術総論、精神保健福祉援助技術各論又は精神保健福祉援助実習を担当できる者であり、かつ、(3)に掲げる資格要件のいずれかに該当するものであること。
- (7) 精神医学又は精神保健学の教員になることができる者
精神障害者の保健及び福祉に関する業務に5年以上従事した経験のある医師
- (8) 精神科リハビリテーション学の教員になることができる者は、次に掲げる資格要件のいずれかに該当する者

見直し案

(ア)学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者

(イ)精神障害者の保健、医療及び福祉に関する業務に5年以上従事した経験を有する医師

(ウ)国の行政機関又は地方公共団体において従事した経験があって、当該科目に関する業務に5年以上従事した経験のある者

(エ)精神保健福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者

カ 共通科目

(ア)社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針による教員要件を参照する。

(イ)「地域福祉の理論と方法」、「福祉行財政と福祉計画」、「低所得者に対する支援と生活保護制度」、「保健医療サービス」、「権利擁護と成年後見制度」、「障害者に対する支援と障害者自立支援制度」については、(ア)に関わらず、精神保健福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に5年以上従事した経験を有する者としてすることができる。

【経過措置】

カについては、平成24年3月31日において、現に科目を担当する教員であって、(ア)、(イ)に該当しないものについては、平成27年3月31日までの間、引続き科目を担当することができるものとする。

現行

であることが望ましいこと。

ア 精神障害者の保健及び福祉に関する業務に5年以上

上従事した経験のある医師

イ 精神保健福祉士の資格取得後、5年以上相談援助

業務に従事した経験のある者

(9) 精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等をあわせて設置する場合は、両施設の学生総定員を足した数を指定規則別表第2の「学生総定員の区分」欄に当てはめて算出した数以上の専任教員を有すること。

(10) その他の教員については、担当する科目について相当の学識経験を有する者であること。

Ⅲ 施設設備

Ⅲ－① 設置主体

- 精神保健福祉士養成施設の設置主体については、運用上、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人のいずれかであることが要件となっているが、養成施設の指定基準においてこれを改めて明確化する。

【一般養成施設・短期養成施設共通】

見直し案	現行
<p><u>設置主体は、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人を原則とすること。</u></p>	<p>精神保健福祉士養成施設については、規定なし。 (参考)社会福祉士養成施設設置運営指針において、以下の規定あり。</p> <p>設置主体は、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人を原則とすること。</p>

Ⅲ－② 建物(校舎等)

- 建物(校舎)については、自己所有であることが要件となっているが、事業の継続性が担保されることを前提に、借家の場合でも可能となるよう、規制を緩和する。

【一般養成施設・短期養成施設共通】

見直し案	現行
<p>① <u>校舎等建物については、申請年内(12月末日まで)に工事を完了し、新築の場合は、検査済証の交付を受けること。また、備品等についても、すべて年内に備え付けを完了すること。なお、次の要件を満たし、かつ、おおむね20年以上にわたって使用できる場合には、借家であっても差し支えないこと。</u></p> <p><u>ア 賃貸借契約が締結されていること(設置計画書提出時においては仮契約締結でもよい。)</u>。</p> <p><u>イ 賃借権の登記がなされていること。ただし、公共用地についてはこの限りではない。</u></p>	<p>① <u>昼間課程及び夜間課程においては、校舎、その他の諸設備は、原則として設置者が所有するものであること。</u></p>

Ⅲ－③ 1学級の定員

- 1学級の定員については、40人以下でなければならないこととされているが、**養成施設の裁量により決定できるように改める。**

【一般養成施設・短期養成施設共通】

見直し案	現行
<u>少なくとも1以上の学級を設けること。</u>	<u>1学級の定員は、40人以下であること。</u>

Ⅲ－④ 普通教室の数

- 普通教室の数については、同時に授業を行う学級の数を下らない数を設置しなければならないこととされているが、講義系科目について、**大教室における授業が可能となるよう、規制を緩和する。**

【一般養成施設・短期養成施設共通】

見直し案	現行
<p>① 同時に授業を行う<u>ために必要な</u>数の普通教室を有すること。</p> <p>② 普通教室の広さは、内法による測定で学生1人当たり1.65平方メートル以上であること。</p>	<p>① 同時に授業を行う<u>学級の数を下らない数の専用の普通教室</u>を有すること。</p> <p>② 普通教室の広さは、内法による測定で学生1人当たり1.65平方メートル以上であること。</p>

(ex.)1学級40人×2クラス(80人)の養成施設の場合

〈見直し後〉 普通教室1室(80人×1室)でも可 ← 〈現行〉 普通教室2室(40人×2室)以上が必要

Ⅲ－⑤ IT機器の設置

- 精神保健福祉士の活動領域においては、パソコン等のIT機器を活用した支援が求められていることから、これらを活用した支援手法の学習の機会が確保されるよう、パソコン等のIT機器を設置することが望ましい旨の規定を追加する。

【一般養成施設・短期養成施設共通】

見直し案	現行
<p><u>授業において、学生がパーソナルコンピューター等のIT機器を活用した相談援助の技術等を学習することができるよう、必要な設備を設けることが望ましいこと。</u></p>	<p>規定なし</p>

Ⅲ－⑥ 図書室

- 図書室については、情報公開を進めることを前提に、図書室に係る設置規制のみ課すこととし、**図書の具体的な数量は示さない**こととする。

【一般養成施設・短期養成施設共通】

見直し案	現行
<p>① 教育上必要な機械器具、図書その他の設備を有すること。</p> <p>② 図書室を有すること。</p> <p>③ <u>学生の希望を勘案し、定期的に蔵書を補充・更新し、その充実に努めること。</u></p> <p>④ <u>図書室の蔵書以外にも関連する文献等について情報検索できるよう必要な機器を整備すること。</u></p>	<p>① 教育上必要な機械器具、図書その他の設備を有すること。</p> <p>② 図書室を有すること。</p> <p>③ <u>昼間課程及び夜間課程においては、指定規則別表第1に定める科目に関する専門図書を1,000冊以上、学術雑誌を10種類以上備えていること。</u></p>

※ このほか、図書室内の蔵書量等についての情報公開を義務づけることとする。(→P. 100)

Ⅲ－⑦ 演習室と実習指導室の共用

- 演習室と実習指導室については、それぞれ別途教室を確保しなければならないこととされているが、授業の実施に当たって支障がない場合には、これらの教室を共用することが可能となるよう、規制を緩和する。

【一般養成施設・短期養成施設共通】

見直し案	現行
<p>① 少なくとも学生20人につき1室の割合の演習室を有すること。</p> <p>② <u>少なくとも学生20人につき1室の割合で実習指導を行うための実習指導室を有すること。</u> <u>ただし、授業の実施に当たって、教育に支障がない場合に限り、演習室と実習指導室とを共用することが可能であること。</u></p> <p>③ <u>演習室又は実習指導室には、視聴覚機器を備え付けること。</u></p>	<p>① 少なくとも学生20人につき1室の割合の演習室を有すること。</p> <p>② <u>精神保健福祉援助実習の指導を行うための実習指導室を有すること。</u></p> <p>③ 実習指導室には、視聴覚機器を備え付けること。</p>